

研究組織の見直しについて

研究組織の見直しについて

- 平成19年当時、研究組織内の他の者が科研費の不正使用を行った場合に、不正の当事者でなくとも応募(申請)資格制限が課されていたため(=連座制)、その適用の有無を区別するために「研究代表者」、「研究分担者」、「研究協力者」に加え、「連携研究者」が設けられたが、連座制は平成25年度に廃止。
- 前期審査部会における審議過程で、「連携研究者」の参画により研究組織が肥大化し、また研究遂行上の役割は「研究分担者」の役割と同等のため、「連携研究者」の意義が不明確である現状に鑑み、改めて見直しが必要との議論が行われた。その際、「分担金を配分しない研究分担者」を設けることについても御発案があり、継続審議扱いとなっているところ。

(第8期第15回科学研究費審査部会(平成28年11月24日))

【委員】…今の議論が業績が書けるか、書けないかという議論になっちゃっているんだけど、私はこれを提案したときは、もう連携研究者というカテゴリーは必要ないからなくしてしまって、ただし、分担者には必ず分担を払わなきゃいけないというルールを一緒になくしてしまえば、何の問題もないと思う…。

【委員】 分担金はゼロでもいいですよ。サイエンスには責任を持つと。

科学技術・学術審議会学術分科会「科学研究費助成事業の審査システム改革について」(平成29年1月17日)

3 審査システム改革の内容等

(1)改革の内容

⑥その他関連措置について

(c) 科研費制度における「研究組織」について

科研費における研究組織は、「①研究代表者」、「②研究分担者」、「③連携研究者」、「④研究協力者」により構成することとしている。特に、「①研究代表者」及び「②研究分担者」については、「補助金適正化法」の適用を受ける補助事業者として取り扱っている。

一方、「③連携研究者」は、①及び②と同様、研究計画調書に研究業績を記載することができる研究者でありながら、参画する研究計画における時間の配分率(エフォート)の登録が不要となっている。このため、研究組織への柔軟な参画が可能である一方、多数の「連携研究者」の参画により研究組織が肥大化する事例が見られ、研究計画の実行可能性に係る審査に支障が生じているという意見もある。

このため、「③連携研究者」の在り方等について、研究組織の構成を整理する方向で引き続き検討する必要がある。

科研費における現行の研究組織 (H29.9.1公募のH30年度科研費)

区分	補助事業者	応募資格	研究業績欄への記載	代表者交替	分担金の配分	不正使用に関する責任	論文等への記載	エフォート記載	重複制限
研究代表者	○	○	○	△※1	/	○	○	○	○
研究分担者	○	○	○	×		○	○	○	○
連携研究者	×	○	×	×	×	×	○	×	×
研究協力者	×	×	×	×	×	×	○	×	×

※1...新学術の一部と特別研究員奨励費(外国人)のみ可能。 ※2...特推、新学術のみ。

補助金適正化法における補助事業者の定義について

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）

（定義）

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
 - 二 負担金（国際条約に基く分担金を除く。）
 - 三 利子補給金
 - 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの
- 2 この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 3 この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

（以下略）

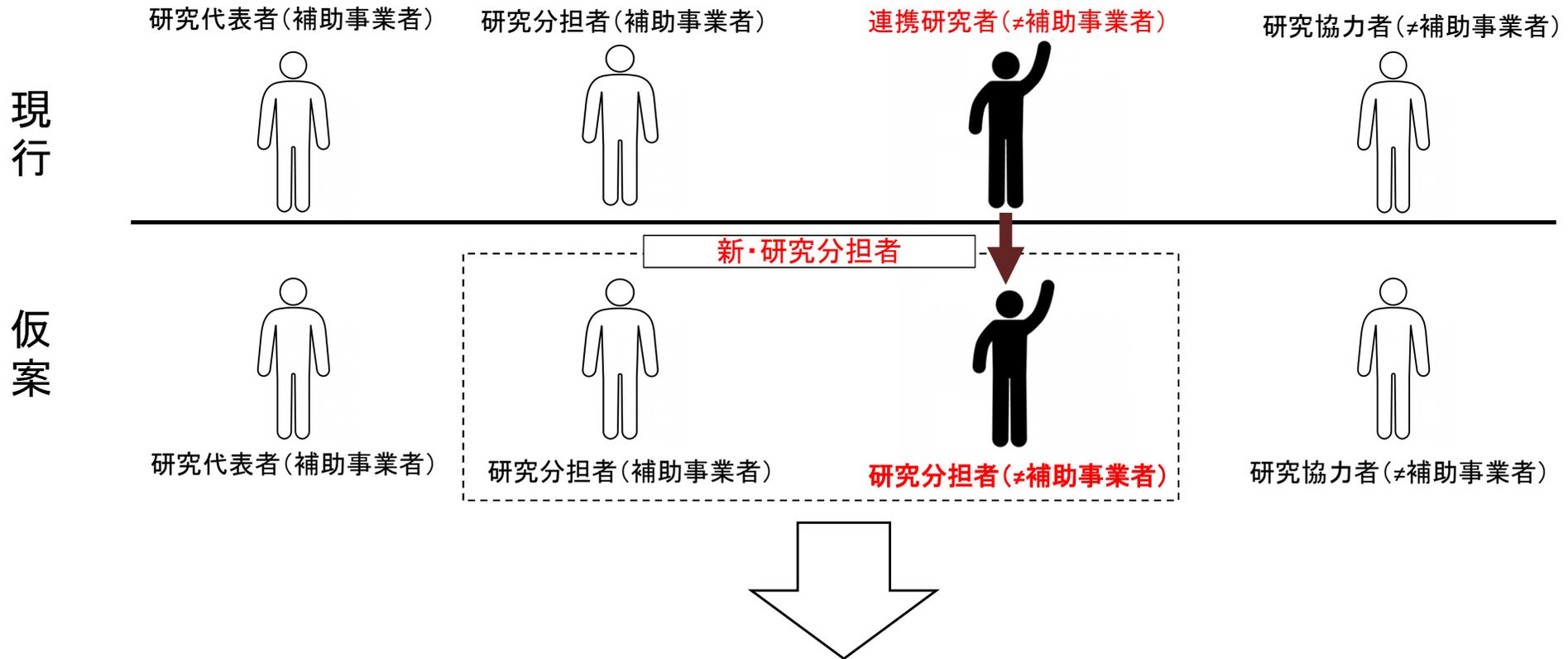
小滝敏之（2013）『全訂新版（増補版）補助金適正化法解説』全国会計職員協会

本条第三項は「補助事業者等」を定義して「補助事業等を行う者をいう」と規定している。自然人、法人（公法人、私法人）はもとより法人でない団体を含むことはいうまでもない。

省内関係部署との調整の末、「補助金の交付の対象となる事務又は事業」が補助金適正化法上の補助事業である以上、補助金の配分を受けない研究者について、補助金の予算執行等の適正化を目的とした当該法律の対象（＝補助事業者）として整理することは無理があると結論。

分担金の配分を受けない研究分担者について

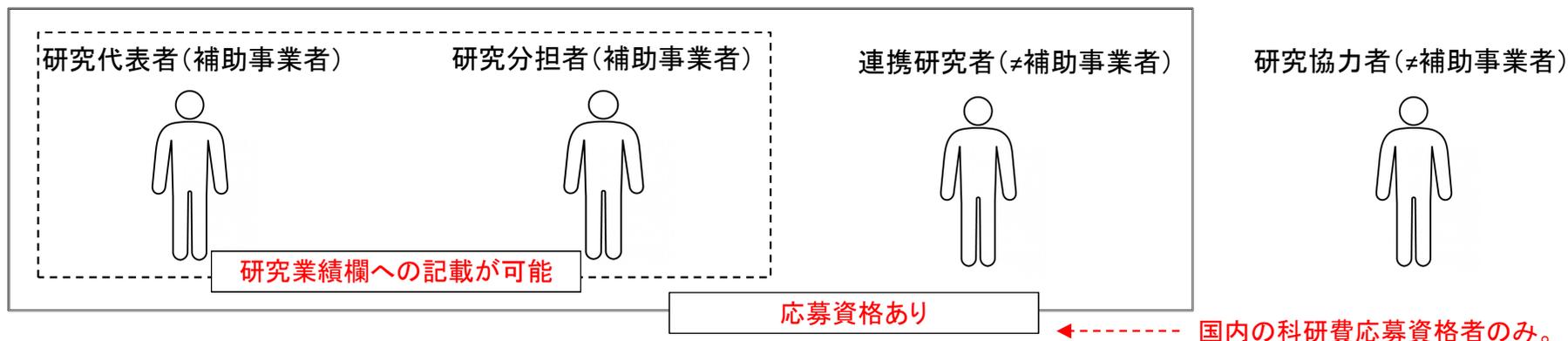
- 仮に連携研究者を廃止し、分担金の配分を受けない研究分担者を設けた場合、当該研究者を補助事業者として整理することは困難。
- その場合、研究分担者の中に
 - ①分担金の配分を受ける研究分担者(=補助事業者)
 - ②分担金の配分を受けない研究分担者(≠補助事業者)の2パターンが存在することとなる。



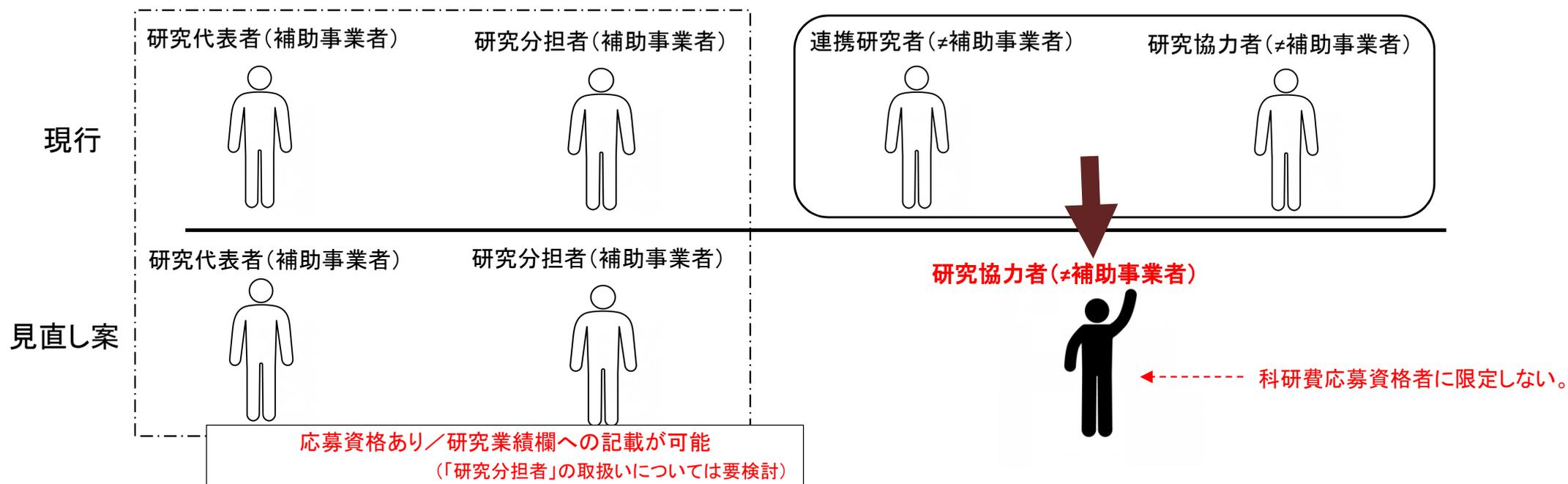
➤ 同じ「研究分担者」であっても、補助金適正化法上の補助事業者としての責任を負う者とそうではない者が混在し、制度運用上の「研究分担者」の取扱いが困難。

研究組織の見直しパターン(案)

【パターン1】現行維持



【パターン2】現行の「連携研究者」と「研究協力者」を統合 → 告示(科学研究費補助金取扱規程)の改正が必要



- 分担金の配分を受けない研究分担者を設けない場合、研究組織の在り方として、上記2パターンが考えられるところ。→パターン2が妥当との結論
- 現行の「研究分担者」と「連携研究者」の差異は研究業績欄への記載の可否、「連携研究者」と「研究協力者」の差異は応募資格の有無のみ。
- なお、平成29年9月公募より、連携研究者の研究業績欄への記載を行わないこととしたため、研究業績欄への記載を行うことを目的とした研究分担者の増加が懸念。→研究組織見直しを踏まえた「研究業績の取扱い」については、科研費改革に関する作業部会で引き続き検討